

令和8年7月30日

各 位

北 広 島 町 長

北広島町川小田小水力発電所設備更新事業に係る公募型プロポーザルについて、質問のあった事項について以下のとおり回答します。

番号	質 問		回 答
1	実施要領書 3(1)オ	グループで応募する場合、代表者または構成員の1社が「北広島町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。」が課されるという認識でよろしいでしょうか。	グループで応募する場合、代表者は北広島町入札参加資格者名簿に登録されていること(契約締結の日までに登録される予定者を含む)。この場合、構成員が同名簿に登録されてなくても可とする。
2	実施要領書 3(2)イb	建設業法3条第6項の特定建設業の許可「土木一式工事」、「建築一式工事」又は、「電気工事」のいずれか1つを有している場合でも、別に「管工事業」の許可は必要ということでしょうか。	北広島町入札参加資格者名簿の「土木一式工事」、「建築一式工事」又は、「電気工事」のいずれか1つに登録されている者であることとは別に、管工事業の許可が必要となる。
3	実施要領書 3(2)イb	建設業法3条第6項の特定建設業の「管工事業」の許可を有している者は、構成員ではなく委託(一次請等)先でもよろしいでしょうか。建設業法3条第6項の特定建設業の「管工事業」の許可を有している者を構成員または委託とする場合は、「北広島町入札参加資格者名簿」に登録されている必要はない理解でよろしいでしょうか。	建設業法3条第6項の特定建設業の「管工事業」の許可を有している者は、構成員ではなく再委託を可とする。この場合、再委託先の企業は北広島町入札参加資格者名簿に登録されている必要はない。ただし、実施体制図において、再委託先の企業の名称及び作業の内容を記載するとともに、管工事業の許可を有していることの証書書類を提出すること。
4	実施要領書 7(2)イ	企画提案書の図表においてはフォントサイズ10.5未満としても差し支えないでしょうか。	図表のフォントサイズを10.5未満とすることは差し支えないが、視認性に留意すること。
5	実施要領書 11	支払い条件に関しては、契約締結時に協議の上決定をするという理解でよろしいでしょうか。	前金払、中間前金払及び部分払は北広島町建設工事執行規則第43条、第46条(その他関連条項を含む。)及び北広島町財務規則に基づき行うが、支払い条件の詳細決定についてはご認識のとおり。
6	実施要領書 12 別表*4	落雷および積雪について、事業者側で発生を想定した上で、予測ができない事態(異常気象による積雪量の増加、落雷による被害)があった際には、不可抗力事由により事業者側が損害賠償を負わないという理解でよろしいでしょうか。	町及び事業者の双方が想定していない(想定以上の)災害が発生したと認められる場合は、不可抗力事由により事業者側は損害賠償を負わない。
7	実施要領書 12 別表*6	スライド条項の内容に関しては、契約時に協議の上決定するという理解でよろしいでしょうか。	スライド条項の内容については、広島県の建設工事請負契約約款第25条に準じるものとし、その都度、協議の上決定することとなる。
8	要求水準書 P. 7	要求水準書において、新設備は最大出力800kW以上とされていますが、本要件は既設発電所の諸条件(最大使用水量5.00m³/s、有効落差19.0m)を前提として達成することを想定しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり。